

特定非営利活動法人 e子育てセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 e子育てセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市安佐南区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育て中の親が安心して子育てできる社会の実現をめざし、子育てをサポートする人材の育成やコーディネート、親子が安心して過ごせる場の提供事業等を行い、子どもと親の豊かな成長と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 一時保育・産前産後サポートコーディネート事業
- (2) 子育てひろば運営事業
- (3) 子育て・子育て支援に関する相談・助言事業
- (4) 子育て・子育て支援に関する情報発信・広報事業
- (5) 子育て・子育て支援に関わる学習・人材育成事業
- (6) 子育て・子育て支援に関わるネットワーク・協働事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本法人の趣旨及び目的に賛同し、事業の運営に協力できるものであること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会員費等を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上11名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事、2名を副代表理事、1名を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は総会において正会員の中から、監事は広く会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事および常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、各会議にオブザーバーとして参加して助言するなど、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ決めた順番によりその職務を代行する。
- 3 常務理事は、事務局長を兼任する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他のスタッフ若干名を置く。
- 3 事務局スタッフは、正会員の中から事務局長の推薦を受け代表理事が任免する。
- 4 事務局スタッフの活動規約は別途これを定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（以下、書面とは電子書面を含む）をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない法人事務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別

に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	香川	恭子
副代表理事	多田	奈美
	森崎	智美
常務理事	猫田	久美子
理事	生口	幸
理事	神垣	香里
理事	川島	美佐子
理事	坂本	牧子
理事	銅木	律子
理事	中島	真喜子
監事	天満	優子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|-----------------|-----|--------|-----|-------------|
| (1) 正会員（個人） | 入会金 | 5000 円 | 年会費 | 1000 円 |
| (2) 賛助会員（個人・団体） | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 一口 3000 円以上 |
- 7 この定款は平成 25 年 9 月 30 日より変更発効されるものとする。
- 8 この定款は平成 27 年 9 月 2 日より変更発効されるものとする。
- 9 この定款は平成 29 年 6 月 5 日より変更発効されるものとする。
- 10 この定款は令和 7 年 月 日より変更発効されるものとする。

令和7年度 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人e子育てセンター

1. 事業実施の方針

「一時保育・産前産後サポートコーディネート事業」については、昨年度から登録者数や利用希望が増加傾向にあり、今後も利用者の多様なニーズに応じた丁寧なコーディネートに努める。「子育てひろば運営事業」においては、主に未就園児を育てる母親や父親の孤立防止のため、必要とされる方々に本事業の役割や内容が適切に伝わるよう、引き続き広報活動を推進する。また、父親や家族単位での利用を促進するため、「ファミリーDay」の定期開催と内容の充実に取り組む。さらに、7月からは「地域子育て相談機関」として新たな機能を担うこととなるため、ひろば利用者に限らず、地域で就園年齢以上の子どもを育てる家庭も利用可能であることを広く周知し、子ども家庭センターと連携しながら、地域の子育てに関する様々な相談に対応していく。「子育て・子育て支援に関わる学習・人材育成事業」では、「保育サポーター養成講座」および「保育サポーター研修」の実施を通じて、一時保育サポートに対応できる支援者の養成およびスキル向上を図り、地域における子育て支援体制の強化に寄与する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者と人数	事業費の金額(円)	備考
一時保育・産前産後サポートコーディネート事業	一時保育と産前産後サポートの利用者とサポートする人のコーディネート事業	随時	依頼による場所		乳幼児から低学年の子育て中の家庭延べ300件	114,800	
子育てひろば運営事業	おやこで過ごせる場の提供 子育て支援関連の情報提供等	火曜～土曜 10時～15時	ひろば KUSU-KUSU 祇園、ひろば KUSU-KUSU 佐東、オンライン	14	子育て中の親とその子10,000人	16,563,302	広島市地域子育て支援拠点事業 運営資金収支計画書に準拠
(新)子育て・子育て支援に関する相談・助言事業	子育て・子育て支援に関する相談・助言等	火曜～土曜 10時～15時	ひろば KUSU-KUSU 祇園、ひろば KUSU-KUSU 佐東、オンライン	14	子育て中の親・子ども90人	472,500	
子育て・子育て支援に関する情報発信・広報事業	サイト運営・管理、 子育て支援情報 掲載・有料広告掲載	随時	拠点 (広島市 安佐南区)	2	子育て中の親や子育てに関心のある人 (Googleアナリティクス表示回数20,000回 /Instagramフォロワー1000人)	30,000	
子育て・子育て支援に関わる学習・人材育成事業	①当法人及び地域の子育て支援活動を担う人材育成事業	6、11、12月	拠点(広島市安佐南区)他	8	保育サポーター及び関心のある人33人	59,100	保育サポーター登録更新 保育サポーター養成講座
	②当法人の活動を担う保育サポーターの研修会、交流会の開催	7月、12月	拠点(広島市安佐南区)他	2	保育サポーター28人	0	保育サポーター研修 保育サポーター交流会
子育て・子育て支援に関わるネットワーク・協働事業	さまざまな団体、機関による子育て連携事業	随時	安佐南区総合福祉センター、 公民館等	2	—	6,300	

計 17,246,002

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人e子育てセンター

1. 事業実施の方針

「一時保育・産前産後サポートコーディネート事業」については、登録者数や利用希望が増加傾向にあり、今後も利用者の多様なニーズに応じた丁寧なコーディネートに努める。「子育てひろば運営事業」においては、主に未就園児を育てる母親や父親の孤立防止のため、必要とされる方々に本事業の役割や内容が適切に伝わるよう、引き続き広報活動を推進する。また、父親や家族単位での利用を促進するため、「ファミリーDay」の定期開催と内容の充実に取り組む。また、「地域子育て相談機関」ひろば利用者に限らず、地域で就園年齢以上の子どもを育てる家庭も利用可能であることを広く周知し、こども家庭センターと連携しながら、地域の子育てに関する様々な相談に対応していく。「子育て・子育て支援に関わる学習・人材育成事業」では、「保育サポーター養成講座」および「保育サポーター研修」の実施を通じて、一時保育サポートに対応できる支援者の養成およびスキル向上を図り、地域における子育て支援体制の強化に寄与する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者と人数	事業費の金額(円)	備考
一時保育・産前産後サポートコーディネート事業	一時保育と産前産後サポートの利用者とサポートする人のコーディネート事業	随時	依頼による場所		乳幼児から低学年の子育て中の家庭延べ300件	114,800	
子育てひろば運営事業	おやこで過ごせる場の提供 子育て支援関連の情報提供等	火曜～土曜 10時～15時	ひろば KUSU-KUSU 祇園、ひろば KUSU-KUSU 佐東、オンライン	14	子育て中の親とその子10,000人	16,563,302	広島市地域子育て支援拠点事業 運営資金収支計画書に準拠
子育て・子育て支援に関する相談・助言事業	子育て・子育て支援に関する相談・助言等	火曜～土曜 10時～15時	ひろば KUSU-KUSU 祇園、ひろば KUSU-KUSU 佐東、オンライン	14	子育て中の親・子ども120人	630,000	
子育て・子育て支援に関する情報発信・広報事業	サイト運営・管理、 子育て支援情報掲載、有料広告掲載	随時	拠点 (広島市 安佐南区)	2	子育て中の親や子育てに関心のある人 (Googleアナリティクス表示回数20,000回/ Instagramフォロワー1000人)	30,000	
子育て・子育て支援に関わる学習・人材育成事業	①当法人及び地域の 子育て支援活動を担う人材 育成事業	6、11、12月	拠点(広島市 安佐南区)他	8	保育サポーター及び 関心のある人33人	59,100	保育サポーター登録更新 保育サポーター養成講座
	②当法人の活動を担う 保育サポーターの研修会、 交流会の開催	7月、12月	拠点(広島市 安佐南区)他	2	保育サポーター28人	0	保育サポーター研修 保育サポーター交流会
子育て・子育て支援に関わるネットワーク・協働事業	さまざまな団体、 機関による子育て連携事業	随時	安佐南区総合福祉センター、 公民館等	2	—	6,300	

17,403,502

令和7年度 活 動 予 算 書

(単位:円)

特定非営利活動法人 e子育てセンター

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費	6,000	17,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金	870,000	870,000	
【受取助成金等】			
受取補助金	16,061,000	16,061,000	
【事業収益】			
事業 収益	685,100		
事業受託料	472,500	1,157,600	
【その他収益】			
受取 利息	2,000	2,000	
経常収益 計			18,107,600
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料手当(事業)	66,900		
賃金(保育士)	7,236,000		
賃金(その他)	3,304,800		
通勤手当	951,000		
人件費計	11,558,700		
(その他経費)			
スタッフ活動交通費(事業)	44,500		
ボランティア交通費	22,200		
コーディネーター通信補助費	64,800		
受託事業費	472,500		
諸 謝 金(事業)	91,200		
印刷製本費(事業)	60,000		
通信運搬費(事業)	153,296		
消耗品費(事業)	866,000		
備品購入費(事業)	420,000		
工事及び修繕費(事業)	82,000		
水道光熱費(事業)	315,924		
ひろば運営費	378,740		
地代 家賃(事業)	2,556,552		
保 険 料(事業)	159,590		
その他経費計	5,687,302		
事業費 計		17,246,002	
【管理費】			
(人件費)			
給与手当(スタッフ活動費)	30,000		
人件費計	30,000		
(その他経費)			
スタッフ活動交通費(管理)	170,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品 費	30,000		
水道光熱費	60,000		
地代 家賃	350,000		
減価償却費	30,000		
保 険 料	45,000		
慶 弔 費	10,000		
租税 公課	500		
支払手数料	10,000		
その他経費計	755,500		
管理費 計		785,500	
経常費用 計			18,031,502
当期経常増減額			76,098
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			76,098
当期正味財産増減額			76,098
前期繰越正味財産額			3,270,312
次期繰越正味財産額			3,346,410

その他の事業は実施を規定していません。

令和8年度 活 動 予 算 書

(単位:円)

特定非営利活動法人 e子育てセンター

自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月 31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費	6,000	17,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金	870,000	870,000	
【受取助成金等】			
受取補助金	16,061,000	16,061,000	
【事業収益】			
事業収益	685,100		
事業受託料	630,000	1,315,100	
【その他収益】			
受取利息	2,000	2,000	
経常収益計			18,265,100
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料手当(事業)	66,900		
賃金(保育士)	7,236,000		
賃金(その他)	3,304,800		
通勤手当	951,000		
人件費計	11,558,700		
(その他経費)			
スタッフ活動交通費(事業)	44,500		
ボランティア交通費	22,200		
コーディネーター通信補助費	64,800		
受託事業費	630,000		
諸謝金(事業)	91,200		
印刷製本費(事業)	60,000		
通信運搬費(事業)	153,296		
消耗品費(事業)	866,000		
備品購入費(事業)	420,000		
工事及び修繕費(事業)	82,000		
水道光熱費(事業)	315,924		
ひろば運営費	378,740		
地代家賃(事業)	2,556,552		
保険料(事業)	159,590		
その他経費計	5,844,802		
事業費計		17,403,502	
【管理費】			
(人件費)			
給与手当(スタッフ活動費)	30,000		
人件費計	30,000		
(その他経費)			
スタッフ活動交通費(管理)	170,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	60,000		
地代家賃	350,000		
減価償却費	30,000		
保険料	45,000		
慶弔費	10,000		
租税公課	500		
支払手数料	10,000		
その他経費計	755,500		
管理費計		785,500	
経常費用計			18,189,002
当期経常増減額			76,098
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			76,098
当期正味財産増減額			76,098
前期繰越正味財産額			3,346,410
次期繰越正味財産額			3,422,508

その他の事業は実施を規定していません。